

回診用X線撮影装置保守点検業務委託仕様書

1 業務基準

回診用X線撮影装置保守点検業務（以下「業務」という。）は、回診用X線撮影装置保守点検業務委託契約書（以下「契約書」という。）に定めるもののほか、回診用X線撮影装置保守点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき行うものとする。

また、本仕様書に記載されていない細部の事項については、委託者、受託者協議して決定するものとする

2 保守対象

回診用 X 線撮影装置

No. 1	回診用X線撮影装置	CALNEO GO IQ MTR
No. 2	FPD装置	CALNEO Flow G77

3 定期点検業務

- （1）定期点検は当センターの監督員と協議の上、年1回実施すること。
- （2）定期点検可能時間は平日の8時半から17時15分までとし、超過する場合は事前に当センターの監督員の許可を得ること。
- （3）定期点検後は速やかに点検報告書を監督員および管財・用度担当へ1部ずつ提出すること。なお、提出は紙またはデータのいずれかで行うこと。

4 保守業務

- （1）オンコールは日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く月曜日から土曜日までの8時から20時の対応とすること。
- （2）保守対象No.2において、自然故障時は限度額無し、過失故障時は年1回まで全額を保証、2回目以降は部品価格の半額を保証すること。
- （3）バッテリー、モニタ、管球等の特別消耗品は保守対象外とする。

5 負担区分

- （1）委託業務に必要とする部品代（保守対象外の物を除く）、作業費、出張費及び工具損は受託者の負担とすること。

6 適用除外事項

- （1）委託者の誤った使用方法又は不本意な取り扱いにより生じた故障と損傷
- （2）委託者による輸送、移動、落下等による故障と損傷
- （3）災害、地震、風水害、その他天災地変及び異常電圧、異常電流による故障と損害
- （4）委託者が、受託者との協議なしに他の機器と接続するために行う作業、調整及び接続したことにより生じた故障と損害

7 資格要件

受託者は以下の許可を有するものとする。

医療機器修理許可 特管第1区分：画像診断システム関連

8 守秘義務、情報管理

- (1) 保守技術員は、職務上知り得た委託者の情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 業務に際し受託者保有の情報機器を接続する際には、委託者に事前に連絡し、双方立ち合いのもとセキュリティ上の問題がないことを確認した後に接続すること（ウイルスチェックなどを行うことにより確認する）。また、当該機器を受託者に返却する際には、委託者の求める方法で情報を削除すること。

9 その他

- (1) 受託者は、本件業務の履行に関わる要員が院内に立ち入る際、名札を着用すること。
- (2) 火気、揮発性のもの、工具などの使用にあたっては、放置することなく委託者の指定する場所に置くこと。
- (3) 修理・点検等で来院する場合は、当センターの監督員の許可を得て、所定の手続を行うこと。また、検査室を退出する場合は、必ず施錠して他の者が許可なく入室することのないようにすること。